

そこで、この共通投票所につきまして、最後に大臣にお聞きをしたいと思います。

私は、障害者差別解消法、二〇一六年四月から施行しております。障害者の投票環境の向上という観点からも、この共通投票所はもつと推進されてしまうべきではないのかな。あるいは、期日前投票所もすごくふえていて、そして駅前やショッピングセンターなどへの設置も行われている、その場所をそのまま選挙当日も共通投票所として使えるんではないかとか、そういう点も含めまして、障害者や高齢者の参政権保障の観点、それがひいては全ての主権者に優しい選挙にもなるという観点から、もっと力を入れて推進すべきだと思いますが、大臣のお考えをお聞きをいたします。

○石田国務大臣 今委員と選挙部長との議論でございましたように、総務省としても、共通投票所あるいは移動支援、こうしたことについて特別交付税措置を講ずるなどしておるわけでございまして、財政支援をしております。

委員御指摘のように、我々としては、有権者の投票しやすい環境を整えていくという意味で、御指摘の共通投票所の設置につきまして、各選挙管理委員会に周知をして、積極的に検討をしていただくよう要請してまいりたいと思っております。

○長尾(秀)委員 積極的にお願いをしたいと思います。

それでは、時間がありませんので、最後に、これも一昨日も議論がございました、地方議會議員の選挙における選舉運動用ビラ、この頒布の解禁が来年の選挙から行われるとということで、一つは、町村議会は対象となつていいないという点について、一昨日、大分議論がございましたけれども、公営と必ずしもリンクしていないではないかという委員の指摘に対して明確な御答弁がなかつたので、その点、もう一度お聞きをしたいということ、上限枚数、その点についてお伺いしたいと思います。

指定都市以外の市の場合、四千枚となつております。しかし、指定都市以外の市ということになりますと、人口六十三万一千九百七十三人、千葉県船橋市、人口三千三百十二人、北海道歌志内市、これが同一の扱いということになります。もう少し人口の要素も加味をした上限枚数の方が現実的なんじゃないかという、二点についてお聞きをいたします。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

地方公共団体の議会の議員の選挙運動用のビラの颁布につきましては、平成二十九年六月に倫選特委員長提案案で全会一致で議員立法されたものでございまして、来年の三月一日から適用されるということがあります。

昨日も説明申し上げましたけれども、町村議会の議員の選挙においてビラが解禁されていない理由

由としては、国会審議の中で、条例による公営制度とすることとセツでビラの颁布解禁を行なうことが適当との考え方方に立つた上で、現行でも選挙運動用自動車等が公営の対象になつてない町村議会議員選挙において、ビラの作成費用を公営とすると、公営制度全体の整合性に影響があるといふふうに考えられたというような答弁があつたと承知しております。

現在、町村議会の議員の選挙におきましては、供託金がない選挙でございます。一方で、それ以外の選挙のビラ、今回から解禁になるビラ、あるいは選挙運動用自動車の公営、あるいは今までやられております選挙ボスターの公営につきましては、いわゆる新公営方式ということで、供託金没収点以下の方には公営がされないというようなルールになつております。

ただ、町村の議会議員につきましては、先ほども申し上げましたけれども、供託金がないために、これらの調整をどうするかというような議論が出てくるということございまして、公営制度全体の整合性を図つて今後検討していくというよ

ども、選挙運動用通常はがき、これは現在でも頒布できますが、それの二倍ということと、バランスをとつて決められたということと承知しております。

御指摘のような人口等を勘案した頒布枚数にする方式などにつきましては、やはり選挙運動の方にかかる問題でござりますので、各党各会派において御議論をいただくべき事柄と考えております。

○長尾(秀)委員 や、だから、ビラの頒布について公営でやるかどうかは各自治体議会が決めることなので、関係ないと思います。答弁になつてないと思いますが、人口の点も含めて再度大臣にお聞きをしたいと思います。

○山口委員長 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔に。

○石田国務大臣 部長からも答弁申し上げましたけれども、この成り立ち自体が、委員長提案案で全会一致でなされたということございまして、議員立法でございましたので、やはり各党各会派でしっかりと御議論いただければと思つております。

○長尾(秀)委員 終わります。

○山口委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 無所属の会、田嶋要でございます。きょうも、おとといに続きまして、差しかえで外の選挙のビラ、今回から解禁になるビラ、あるものは選挙運動用自動車の公営、あるいは今までやられております選挙ボスターの公営につきましては、いわゆる新公営方式ということで、供託金没収点以下の方には公営がされないというようなルールになつております。

ただ、町村の議会議員につきましては、先ほども申し上げましたけれども、供託金がないためして申し上げるか。これは、大臣、ちょっと質問通告してないんですねけれども、きょうの閣法も含めて、これは投票率を上げるためにあらゆる方策を検討しなきゃいけない、そういうことで政府としてもよろしいですね。

○石田国務大臣 投票率というのは非常に大事なものだと、いろいろ思つておりますので、やはりそれが向上するように、我々総務省としてもしっかり頑張つてまいりたいと思います。

○田嶋委員 確認させていただきました。要するに、この辺ぐらいで投票率はもういいん

じゃないかというのではなくて、やはり少しでもいろいろにみんなで頑張る、いろんな可能性を、それが功を奏すかどうかはわからないけれども、いろいろ試してみるといふことも私は必要だとうるべく主権者教育といふことながら、そこで、きょうは、広く主権者教育といふことなり方いかわる問題でござりますので、各党各会派において御議論をいただくべき事柄と考えております。

○中村大臣 政務官 地域における公民館につきましては、「社会教育法第二十条において規定をされています。「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされております。

○田嶋委員 地域にたくさんある公民館、私も文化祭等たくさんお邪魔しますけれども、次のお尋ねは、その場を借りて議員などが政治活動の国政報告会等を開催することというのは、現在、法で禁じられているかどうかをお尋ねします。

○中村大臣 政務官 結論から申し上げますと、禁じられておりません。

社会教育法第二十三条第一項第二号には、公民館が特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持することは禁止をされております。この規定は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものでありまして、例えば、特定の政党に特に有利な、又は不利な条件で利用されることや、特定の政党に偏つて利用されることは許されませんけれども、公民館を政党又は政治家に利用させること

を一般的に禁止をさせるものではありません。

○田嶋委員 大変明快に御答弁いただきましたし、この条文を読めばそう書いてあるわけでござりますが、現実はなかなかそうではないというございまして、私も初当選のころは、公民館は国政報告会には使えませんとよく言われました。ところが、同僚に、使っている同僚がいたんですね、違う地域で。何じゃこれははどう話で。以来、大分月日が流れましたけれども、地方議会でもこの質問は出ておりまして、私、ぜひ、きょう、この限られた時間で文科省にお願いをしたいと思います。

法律では明らかなんですが、やはり何か、政治

は余りこういう場にはなんという誤解が起きがちなのも何となくわかりますね。だから、みんなにオープンならそれでいいんですよ、要は、要するにそういうことですよね。だから、地域の首長さんはいろいろ取り組まれているとは思うんですけど、ぜひこの際、文科省から通達等を出していただいて、現場にある誤解、対応がまちまちであるこの現状を一気に正していただきたいと思いま

す。

配付資料一をおこらんください。

これは「関心のある選挙」、明らかに、これは明らかにと言ふと、一番低いのは都道府県議会選挙ですね。わかりますよね。市町村議会選挙もやはりその次ぐらいの低いですね。やはりこれが現実ですね。首長選挙は若干高い。総選挙は更に高い。参議院選挙は少し低い。

そういうことでござりますが、特に私は、地域にたくさんある公民館をもつと政治家が市政や県政報告会に活用すれば、もつと地元の市議会、県議会の活動が見えるようになつて、彼らの関心が高まつて、そしてそれが投票率の向上という究極の目的に私はつながつていくというふうに思いました。ぜひこれを、きょうは、明快に通達等を出していただく確約をしていただきたいと思います。

○中村大臣政務官 文部科学省といたしましては、先ほど答弁させていただいたような解釈につ

きまして、教育委員会の担当者の会議等で説明を行なっています。

○田嶋委員 きちんとやつていただきたいと思います。私の地元にそれが届いているかどうかかもちやんと確認しますので、よろしくお願いをしました。アンケートをとると、どうやってここにあるのを知りましたか、買物に来たらあつたと。要するに、事前に知つていて行くことじゃないですか。

感謝申し上げます。

次に、大臣の方に、総務大臣。

学校の統廃合、資料の二枚目をおこらんください。

これは私の選挙区でございますが、一〇年で二十六校あつた小学校が、十八校になつてゐるんですね。これはなかなか激しいです。ですよね。中学校はさほどでもあります。しかし、小学校は回つておりますから、だから、地元をよくくなつたわよ、行く気がしないわという声をよく聞いたんです。

そういうこともございまして、私は、期日前投票所の話を前回、おとといもさせていただきましたが、ちょっと時間がありませんので、全体の投票所数が四万七千余りの中へ加えて、期日前投票所といふのは今日本じゅうで五千三百六百所余りあると聞いておりますが、その中で、ショッピングセンターなどの商業施設は今どのくらいござりますか。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十九年の衆議院議員総選挙における期日前投票所のうち、ショッピングセンター等の商業施設に設けている数は八八十二カ所でございまして、その前回、平成二十六年の総選挙のときの十四カ所に比べれば多くなつてているといふことがあります。

○田嶋委員 百八十二カ所、加えて駅中が十カ所

といふことがあります。

そして、私の選挙区では、三カ所、そういった

ところにできまして、例えば、千葉駅の中のそごうデパートがやつたんですが、圧倒的にやはり利

用されるということです。前回も申し上げましたが、法律で決まつてゐる一力所の期日前投票所なんかに比べて、やはり駅は難しいとは思ひますけれども、今後とも、前とかショッピングセンターは圧倒的に利用される。アンケートをとると、どうやってここにあるのを知りましたか、買物に来たらあつたと。要するに、事前に知つていて行くことじゃないんですね。だからこそ、よく人が行くところに設けていることが投票率を上げる鍵に私はなるといふふうに考えております。

そこで、大臣、お尋ねをいたしますけれども、この投票率のアップということで、特に、私は、この期日前投票所を、即効性のある、究極は、この期日前投票所を、即効性のある手段をきよう、橋本岳さんもいらっしゃいますけれども、究極はインターネット投票も実現しなきやいけないと私は思ひますよ、しかし、即効性のある手段として、もっとこの期日前投票所、商業地区や駅前の期日前投票所をふやさなきやいけないということを申し上げたいと思います。

今でも、現行、各市区町村ごとに最低一力所の期日前投票所というルールがあるわけでございますけれども、商業施設、そして駅中、駅前、最低一力所、こういった努力義務も含めて、できる限り必置の方向に、大臣、持つていぐ、来年は特に選挙イヤーでござりますので、こういったことを御検討いただけないでしょうか。

○石田国務大臣 今御指摘の点について、総務省

では、これまで、国政選挙や統一地方選挙の制度、各選挙管理委員会に対しまして、地域の実情等も考慮し、頻繁に人の往来がある駅構内やショッピングセンターなどの選挙人の利便性の高い場所への期日前投票所の設置について、積極的な対応を要請をしてきたところでござります。

ただ、一方で、商業施設というものは地域的な偏在もござりますし、また、投票スペースの確保等

に、複数設置する場合の一重投票の防止とかいう問題も出てくるわけでありまして、そういう課題

がある中で、全ての市町村に、商業施設に必ず一力所、期日前投票所を設けることを義務づけることは難しいとは思ひますけれども、今後とも、我々としては、先ほど申し上げましたように、利便性の高い施設への期限前投票所の設置について、積極的な取組を促してまいりたいと思つております。

○田嶋委員 日本全国津々浦々、効果的な場所が見つからないかもしれません、それはそのとおりだと思います。私が市部であることが多いですね。だからこそ、よく人が行くところには、人が集まる場所というのがあるわけでありますから、義務化は難しいにしても、各駅には一力所設けるぐらいの、そういう目標を持つて総務大臣が旗を振つていただきることが私は大事だろうというふうに思ひます。

先ほど見ていただいたこの小学校の減り方、これ、どう思いますか。みんな選挙に行くのをやめちゃいますよ、これから。どんどん高齢化が進んで、もうこんなに遠くになつちやつたら行かないわと。おまけに、雪や雨が降つたらどうするんだという感じですね。

ぜひとも、これは特に、期日前投票所の中でも、やはり人がほつておいても集まる場所に設けるということが私は重要だというふうに思ひます。

それから、人の手配等も、事前に聞きましたけれども、本選挙のその日に比べて、ボランティアを集めることは容易だという話も聞きました。やはり数が全然違いますからね。

そういう意味でもボトルネックはさほどないと私は思ひますので、ぜひ大臣、これは改めて、来年の選挙イヤーに向かつて号令をかけていただきたいというふうに思ひます。

そして、もう一問、期日前投票についてお尋ねしますが、この期日前投票所を、かなり投票がふ

えておりましたが、昨年の総選挙、どのくらいが期日前に投票されましたでしょうか。

○大泉政府参考人 昨年の衆議院議員総選挙において、期日前投票を行った者は約二千三百三十八万人でございまして、投票者数に占める割合は三七・五%，有権者に占める割合、これは投票率に相当しますが、二〇・一%となっています。

○田嶋委員 もうかなり大きな割合になってきているわけです。

私が先ほど数字を申しましたけれども、投票所の場所自体は、期日前は一割強ぐらいしかないわけですよ。しかし、実際の投票者数は大変大きい。

私は、自分も選挙をやりながら、常日ごろから、じや、最終投票日ということと期日前を果たして分ける意味があるのかなと。これは要は、一人でも多くがどこかで投票できるように、投票率を上げることが最終的な一番重要なゴールだとすれば、わかりにくくなっている部分は例えば排除していくべきだ。

例えば、期日前投票は八時半からですか、そうですね。最終日曜日は七時ですよね。そういう区別があると、七時から期日前にやっていると思うたらやつていなかつた、もうその人は二度と戻りませんよ。やはり、そんなことに区別をつける必要は私はないと思います。

お手元に資料の三もおつけしました。期日前投

票に行くと、こういう宣誓書を書かれるそうで

すね。なぜかというと、今、建前上は、期日前投票日に選挙ができる人の例外的な措置、そういうことをやはり検討する必要があるのでないかな、そういうことを考えております。

○田嶋委員 大臣ありがとうございます。

私は形骸化をしていると思います。

この際、一人でも多くの皆さんに選挙ができる環境をわかりやすく整備するということが大事。

これだけ期日前投票の重みがふえてきたからには、これは大きな話であります、選挙投票日といふ概念よりも選挙投票期間という概念で私たち

は、これは大きな話であります、選挙投票日といふふうに思いますが、大臣、いかがでしようか。

○石田国務大臣 非常に斬新的な御提言でござりますけれども、現行の選挙制度というのではなく候補者が選挙運動を行つて、そして選挙人に投票を行うに当たつての情報を提供する、そして最

後に選挙人が投票を行うという流れ、そういうことの中で投票日当日に投票を行うというのが原則になつてゐるわけで、期日前投票につきましては、今委員おっしゃられたように、まさしく例外的規定でございます。これは、選挙の当日に投票

を行うに当たつての情報提供が困難である、そういう方のために期日前投票という制度があるわけで、例外的であります。

それで、仮に投票日にかえて御提言のような投票期間を設けるとした場合、課題といいますか検討する必要があるのは、選挙運動が十分行われる前に一般的に投票が行われることをどう考えるかということで一つあります。それからもう一つは、投票期間中、今よりも多数の投票所を設置しなければならなくなるわけですね。そうなつてしまふことです。それからもう一つは、今御指摘のあつた投票時間の問題。通常、日曜日には七時から二十二時ですけれども、期日前は八時半から二十時。

そうなつてまいりますと、設置の数の問題あるいは時間の問題を含めてコストの増大というのが見込まれるわけでありますし、一方、選挙管理委員会の関係者の負担も増すわけでございまして、そういうことをやはり検討する必要があるのでないかな、そういうことを考えております。

ただ、非常に重要な選挙制度の根幹にかかる問題ですので、やはり各党会派で十分御議論いただくことが重要ではないかと思います。

○田嶋委員 大臣ありがとうございます。

まさしく大事な大きな話であります、かつて各党協議会といつものものがございました。ぜひともこれは議員側も政府側も前向きに検討していかなければいけないというふうに思います。

もう質問は終わっておりますので、最後に一言だけ。

一昨日にエストニアの話をいたしましたが、今の大臣の話ともかかりますが、エストニアのインターネットの投票は、何回でも上書きできるということがあります。何回でも上書きできる。最後に紙で投票したらそれで確定ということなんですね。紙で投票しなければ、最後に上書きしたネット投票が最後の確定ということで、非常に賢いやり方になつてゐる。そうしたことも参考にしながら、ぜひ、投票率が上がるよう、みんなで力を合わせていただきたいというふうに思つております。

ありがとうございました。

○山口委員長 次に、塙川鉄也君。

○塙川委員 日本共産党の塙川鉄也です。

法案について質問いたします。

日本国憲法は、國民主權、議會制民主主義の基盤理念のもと、主権者たる国民が政治に参加する手段として選挙制度を位置づけております。また、住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方自治体においては、選挙によって住民の意思が示されることで、住民の意思に基づき、自治体のみつからることを明記しております。憲法上の権利行使によつても、住民の意思を議会、首長に反映した

言うまでもありません。

前回の質問で、期日前投票が増加をし、候補者情報が入らないままに投票が行われている実情について取り上げました。大臣伺います、選挙が正當に行われるためにも、有権者に誰が立候補し、どういう公約を出しているのか、候補者情報がきちんと渡ることが必要であると考えます

が、お考えをお聞かせください。

○石田国務大臣 先ほどお申し上げましたけれども、投票は、やはり國民主權のもとで最も重要な権利の一つでありまして、選挙権の行使に当たります。では、やはり有権者が、今御指摘のように、候補者や政党の政策等の情報を十分に得られることは大変重要なことと認識いたしております。

○塙川委員 ということであります。

明るい選挙推進協会が選挙のたびに意識調査を行つております。二〇一五年の統一地方選挙全国意識調査の結果について紹介していただきたいんです。ですが、候補者に関する情報が不足しているかどうかについて、地方選挙で候補者の人物や政見がよくわからないために、誰に投票したらよいか決めるのに困るという声があります。最近の地方選挙であなたはそう感じたことがありますかとの質問に、感じたことがあると答えた人の割合はどうなつてゐるか、その割合が過去と比べてどうなつてゐるのかについて説明をお願いします。

○大泉政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十七年、二〇一五年の統一地方選挙後に明るい選挙推進協会が全国三千人の有権者を対象に実施した意識調査によりますと、候補者情報の不足を感じたことがあると答えた割合は、平成二十七年には五三・四%であったと承知しております。かつて、昭和五十四年のデータがござりますが、これが三一・六%であったと承知しております。

○塙川委員 以前にも増して不足を感じたことがある人の割合が高まつてゐる。前回でいえば、五三・四%と過半になつてゐるという現状があります。しかも、情報不足を感じている人の六割が、